

■議案第49号 ～ 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料

【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の概要】

地方公務員の臨時・非常勤職員は、近年増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状においては、地方行政の重要な担い手となっている。

そのため、適正な任用・勤務条件を確保することが求められていることから、統一的な取扱いを定めることにより、制度的な基盤を構築するために行われた改正である。

改正の主なものとして、次の①から③となっている。

① 新しい非常勤職員の枠組みである会計年度任用職員制度の創設

- ・ 1 会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤の職
- ・ 勤務形態は、フルタイム（正規職員と同一の勤務時間）とパートタイム
- ・ 一般職の非常勤職員は、原則この会計年度任用職員となる。 等

根拠法令： 地方公務員法

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第22条の2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

（1） 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

（2） 会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前2項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第2項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第3項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に

必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

② 特別職非常勤職員の職の限定

- ・「専門的な知識経験又は識見を有する者」の知識経験等に基づく「助言、調査、診断その他総務省令で定める事務」の従事者に限定
- ・従来の特別職非常勤職員で要件を満たさないものについては、会計年度任用職員に移行又は見直しにより廃止

根拠法令 : **地方公務員法**

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1の2) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2の2) 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断**その他総務省令で定める事務を行うもの**に限る。)

(3の2) 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

③ 臨時的任用職員の任用の適正化

- ・ 正規職員に欠員が生じた場合に限定
- ・ 反復継続的なものは、必要に応じて会計年度任用職員に移行

根拠法令 : 地方公務員法

(臨時的任用)

第 22 条の 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第 21 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する第 21 条第 1 項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

2 前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。

3 人事委員会は、前 2 項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

5 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

6 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された職員に対しては、この法律を適用する。